

令和6年度 第3回 富里市介護保険運営協議会

招集年月日	令和7年3月26日（水）	
招集の場所	本庁舎3階会議室3	
開会・閉会の時間	開会	令和7年3月26日 午後2時30分
	閉会	令和7年3月26日 午後3時30分
◎会 長 ○副会長	氏 名	出欠等の別
	皆 川 高	○
	佐々木 佳 代	○
	高 崎 啓 子	○
	丹 さく子	○
	石 井 みちよ	○
	◎宮 川 朱 実	○
	我 妻 道 生	○
	田 村 由 紀	×
	清 宮 操 子	○
	土 屋 和 秀	○
	○土 屋 亮 太	○
	山 田 悦 美	×
事務局	課 長 河野 浩之	
	主 査 塙 裕樹	
	主 査 藤崎 高子	
	主 査 戸村 由貴子	
	主 査 戸村 由美子	
議 題	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり	

令和 6 年度第 3 回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 令和 7 年 3 月 2 6 日 (水)

午後 2 時 3 0 分から

場 所 本庁舎 3 階会議室 3

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報 告

(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第 1 0 期介護保険事業計画策定業務の
スケジュールについて

(2) 介護支援専門員人材確保事業補助金について

(3) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告

(4) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査からの報告

4 そ の 他

5 閉 会

1. 開 会
 2. 会長あいさつ
 3. 報告事項
 4. そ の 他
 5. 閉 会
-

1. 開会

(事務局) 本日の会議におきましては、富里市介護保険条例第16条の規定による過半数の出席を満たしておりますので、会議の成立を満たしますことを御報告させていただきます。

また、傍聴希望者がいないことを合わせて御報告させていただきます。

2. 会長あいさつ

3. 報告

- (1) 富里市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務のスケジュールについて
- (2) 介護支援専門員人材確保事業補助金について
- (3) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告
- (4) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査からの報告

(事務局) それでは報告に入らせていただきます。

報告(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画のスケジュールについて、事務局より御報告させていただきます。

(事務局) 次第3(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務のスケジュールについて、御説明いたします。

資料4を御覧ください。

「富里市高齢者保健福祉・第10期介護保険事業計画」策定業務業者選定作業フローです。

第10期介護保険事業計画につきましては、令和7年度、令和8年度の2か年で策定作業を行い、令和8年度末に策定を予定しております。

第10期計画を策定する上での基礎資料となる、在宅介護実態調査を先月から既に開始しており、令和7年11月末まで実施予定です。

令和7年6月下旬から、第10期計画策定に向けて、第10期介護保険事業計画策定業務委託業者選定委員会が開催されます。

委員会で業者選定要領(案)の承認がされれば、7月上旬から市公式ホームページでのプロポーザル参加事業者募集を2週間ほど掲載する予定です。

7月中旬には、プロポーザルへの参加を希望する事業者に対して、選定方法の説明、基本的な仕様についての説明、企画提案に盛り込むべき事項の説明等を行います。

その後、7月末までに企画提案書等の必要書類の提出、8月上旬にはプロポーザル方式での企画提案ヒアリング、審査後、委託業者の決定をいたします。

契約期間は令和7年9月から令和9年3月末までを予定しております。

説明は以上となります。

（委員）事務局から報告がありましたことにつきまして、質問等ありましたらお願いいたします。

（委員）第9期介護保険事業計画で委託されていた業者から、変わる可能性もあるということですか。

（事務局）今回改めて、第10期介護保険事業計画策定業務委託の募集を行い、8月にプロポーザルを実施して、第10期介護保険事業計画の事業者を選定する予定です。

（事務局）他にございませんか。

無いようなので、続きまして、報告（2）富里市介護支援専門員人材確保事業補助金について、事務局より報告いたします。

（事務局）次第3（2）富里市介護支援専門員人材確保事業補助金について説明いたします。

資料5を御覧ください。

こちらは、令和7年2月13日の定例記者会見での資料となります。

令和7年4月から介護支援専門員の人材確保及び介護保険サービスの供給の安定を目的に、富里市内の居宅介護支援事業所において、処遇改善を実施する事業者に対して、介護支援専門員の給与上乗せ額を補助金として交付いたします。

補助の対象となる介護支援専門員の条件としては、

1つ目は、富里市内の居宅介護支援事業所に勤務していること。

2つ目は、法人が直接雇用契約を結んでいる「介護支援専門員」または「居宅介護支援事業所の管理者」であること。

3つ目は、月に64時間以上介護支援専門員として業務に従事していること。
助成額は月に64時間以上128時間未満勤務している方については、1人当たり月額7,500円、月に128時間以上勤務している方については、1人当たり月額15,000円となります。

勤務時間の考え方ですが、他の職種と兼務している場合、その勤務時間を介護支援専門員に含めることは不可です。

ただし、「居宅介護支援事業所の管理者」を兼務している方は、介護支援専門員の勤務時間と管理者の勤務時間を合算することが可能で、処遇改善を行うに当たっては、補助金の交付を見込んで、従来の賃金水準を低下させてはならないとします。

なお、市内居宅介護支援事業所への本事業の説明につきましては、3月28日（金曜日）に管理者および事務担当者への説明会を予定しております。

説明は以上となります。

（事務局）事務局より説明がありました、報告（2）について、質問等ございますか。

（委員）介護支援専門員の処遇改善につきましては、改めてお礼を申し上げるところでございます。

この補助金はいつまでを想定していますか。

（事務局）国の介護職と介護支援専門員の処遇改善の賃金格差が埋まることが、1つの原則ではありますが、この加算の実施期間については総合的な状況を踏まえて検討してまいります。

（委員）東京都では国が改善するまでと、聞いていますが、国の動きとか何か情報があればお願いします。

（事務局）令和6年4月から国ではケアマネジメントの検討会を立ち上げていまして、令和6年12月に中間取りまとめというところまで進んでおります。

内容といたしましては、ケアマネの処遇改善も含まれておりますし、資格取得の更新ですとか、トータルで審議をされている状況です。

12月に中間取りまとめということですので、おそらく次期10期計画の報酬改定を見越しての検討を行っているのではないかと思います。

（事務局）他に質問ございますか。

（委員）具体的にどのような形で支給される予定なのでしょうか。

（事務局）年度当初に申請をしていただき、支給対象者を記載していただきます。

市からの決定通知をもって、年度末に実績報告を提出していただき、翌年度に支給するという流れになります。

補足させていただきますと、年度当初に申請、年度末に実績報告との流れですが、概算払いも対応可能です。

補助金の方式ですが、まず、各事業所において処遇改善を行っていただき、事業所の事務手続きの負担にならないように、年に1回の申請、精算という形で進めていきたいと思います。

（事務局）他にございませんか。

無いようなので、続きまして、報告（3）富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告、事務局より報告いたします。

（事務局）それでは、先ほど開催された、分科会1、地域包括支援センター等運営協議会の内容について、報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

保険者機能強化推進交付金と介護保険者努力支援交付金についてです。

まず、保険者機能強化推進交付金ですが、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援のため創設され、様々な取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、自立支援や重度化防止等の取り組みを推進しています。

富里市の令和7年度評価指標該当状況調査結果は157点で県内42位でした。

次に介護保険者努力支援交付金ですが、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化されています。

富里市の令和7年度評価指標該当状況調査結果は156点で県内42位でした。

また、両交付金の合計得点は、313点で県内43位となっております。

点数については市町村ごとの人口規模、地理的条件、地域資源など取組の前提

条件にかかわらず、全国一律の評価指標を用いていることや評価指標に掲げている取組以外にも、市町村独自に地域の実情を踏まえ工夫した取組を行っている場合があること、また、評価指標が市町村ごとの自己評価によって行われているものもあること等、自治体の取組の適否を表すものではありません。

しかしながら、国の指標に合わせ、事業を実施していくことで、歳入を増やすことができるので、今後も評価指標の動向に合わせ、事業の展開を進めていきたいと考えております。

次に、資料2を御覧ください。

北部包括支援センターの年間事業計画書になります。事業計画につきましては、3ページから5ページとなります。

以下、中部東包括支援センターが6ページから8ページ、中部西包括支援センターが9ページから10ページ、南部包括支援センター11ページから12ページとなります。

令和7年度の主な年間事業計画といたしましては、北部包括支援センターでは、昨年に引き続き住民向けに様々なテーマで勉強会を開催してまいります。

また、地域で再開されるサロンの場やとみさと健康ちょきん体操の普及啓発に取り組んでいきます。

中部東包括支援センターでは、一般介護予防事業に重点を置き、住み慣れた地域、自宅で暮らし続けることができるよう、生活支援体制整備事業と連携、協力をし、身体面、認知機能面の維持改善を図ってまいります。

中部西包括支援センターでは介護予防支援に重点を置き、介護予防手帳や訪問型サービスCなど様々な社会資源の活用などを意識しながら高齢者が自主的に取り組むことができるような視点をもったケアプラン作成及びモニタリング等の実施に取り組んでいきます。

南部包括支援センターは、地域ケア会議を通じ「10年後も20年後も住んで良かった富里」と地域住民が思える地域となるよう、地域住民とともに課題に取り組んでいきます。

次に、13ページを御覧ください。

北部包括支援センターの生活支援体制整備事業年間事業計画書になります。

事業計画につきましては、13ページから15ページとなります。

以下、中部東包括支援センターが16ページ、中部西包括支援センターが17ページ、南部包括支援センター18ページから19ページとなります。

令和7年度の主な事業計画といたしましては、北部包括支援センターでは、令和6年度に作成した富里市北部地区の集いの場マップを随時更新し、地域資源の情報を広く住民に周知し、新規利用の声かけを行ってまいります。

中部東包括支援センターでは、地域住民や自治会、民生委員等の関係者間の連携強化し、顔の見える関係性をつくるため積極的な協議や周知広報を行ってまいります。

中部西包括支援センターでは、地区社会福祉協議会や地域で開催されているサロン等に参加し地域の情報共有や個別ニーズに対応するためにも各機関と連携情報の共有を図ってまいります。

南部包括支援センターでは、「人生会議」の開催を実施し、地域住民個々が今後の人生設計を立てるためのお手伝いや、高齢により心身機能が低下した状態でも他者と関わる機会を持つことで孤立を防ぎ生活を維持できるように支援を図ってまいります。

報告事項(3)に関する説明は、以上です。

（事務局）事務局より説明がありました、報告（３）について、質問等ございますか。

（委員）資料１の富里市状況の評価点、順位が出ているところ、点数が高い、低いではないと思いますが、市職員も各地域包括支援センターも頑張っているのです、少し点数が低いのではないかと思います。

国の指標に合わせて事業を実施が求められているのであれば、国の指標に沿って事業を行っていけば良いのではないかと思います。

（事務局）指標に関しましては、行った介護予防の評価等が指標に関して重要で、今年度に関しましては、包括支援センターに御協力いただきながら、通いの場のアンケートを行っておりまして、そういったものが今後の評価につながってくるという認識であります。

今年度から来年度に向けてもそういった連携を取りながら、指標に合わせた形で評価に取り入れられるような事業を進めてまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

（事務局）他にございませんか。

無いようなので、続きまして、報告（４）富里市指定居宅介護事業所等指導・監査からの報告、事務局より報告いたします。

（事務局）資料３を御覧ください。

地域密着型事業所と居宅介護支援事業所の集団指導が令和７年３月１８日に行われたとの報告がございました。

運営指導につきましては２か所の居宅介護支援事業所と１か所の地域密着型サービス事業所に対して行っています。

この内、地域密着型サービス事業所において、避難所経路の確保、身体拘束の適正化、緊急時等の対応、苦情処理等について指摘を行ったとのことでした。

また、令和６年４月に策定が義務化されました災害時における事業継続計画（ＢＣＰ）について、各事業所から市に提出はされているかとの御質問ですが、提出は完了しているとの報告を受けております。

また、虐待防止の研修については、積極的に外部の研修に参加するように指導しているとのことでした。

（事務局）御意見等ございますか。

無ければ、次に（４）その他でございます、皆様から何かございますか。

（委員）特になし。

（事務局）本日の会議をこれで終了とさせていただきます。